

1. 参考文献

- ・黒田暁生、『入門金融』第三版、東洋経済新報社、2002年（第3章）

2. 市場型金融取引と^{あいたいがた}相対型金融取引

- ・金融取引の2つの類型：市場型金融取引 相対型金融取引
- ・日本では相対型金融取引のウェイト大（「メインバンク制度」はこの典型）

3. 市場型金融取引が可能となるための条件（ 逆の場合には「相対型取引」となる）

市場が存在すること（OTCの場合あるいは取引所があることが望ましい）

そもそも、なんらかの市場が存在しないことには、市場型金融取引はできない
多くの市場参加者がいること（多様なニーズや予想を持った参加者がいることが望ましい）

市場の雰囲気が一方向に傾きやすい場合には、変動が大きい or 流動性が低下する恐れ
会計制度、情報開示制度、法制度やインサイダー規制などのインフラが整備されていること

会計が信頼できない場合や情報開示が不十分な場合 市場参加者が合理的に判断できない。
法制度が不安定な場合 法的なリスクが大きくて取引が難しくなる。また、インサイダー取引
規制がない場合 情報のない投資家が情報のある投資家の食いものになる恐れ。

市場価格や金利などに関する規制が少ないこと

そうした規制が市場機能の発揮を邪魔する場合、規制回避の動きが生じる 市場取引が縮小

4. 日本では市場型金融取引の推進に限界

- ・上記 と は少しずつ整備されてきたが、 や に疑問が多い
日本では市場参加者の見方が一方に触れやすい（市場の厚みが乏しく、価格がつかないことも）
企業会計制度に不安があるほか、公認会計士の機能度にも疑問。情報開示にも限界。法制度にも不安（判決が出るまで時間がかかるなど）。インサイダー取引への規制も緩やか。
- ・**企業格付制度**も定着してきたが、本格的に利用するには各種の限界がみられる
格付の対象が限定的（多くて千社程度） 日本の法人企業は約290万社（国税庁）
日本の格付機関の格付が甘めとの不安（親元に対する遠慮？日本人のブランド志向？）
- ・米国でも不正会計に対する疑惑が発生（エンロン、ワールドコム社など 関係の監査法人は解散）
その後、再発防止に向けた積極的かつ迅速な対応が目立つ：日本でも学ぶべきものが多い

5. 相対型金融取引のメリット

- ・借り手の事情に応じてかなり柔軟に対応することが可能（市場型だとかなり規格化）
必要に応じて担保や保証を徴求できる。非公開の情報を求めることも可能。
- ・長期・安定的な取引による安心感 例：メイン・バンク制度
相手が苦しい時に助け合うことで、長い目でみるとお互いに得になる可能性

6. 相対型金融取引を市場型金融取引に転換する工夫

- ・**資産担保付債券**の発行（データの整備、投資家への公開などが不可欠）
相対型の取引を多数集めて、資産担保付債券（ABS）を発行する 市場機能を活用できる
- ・債権譲渡あるいは譲渡可能な金融商品の活用による**オフバランス化**
累次の法制度改正によって譲渡が容易となり、使い勝手
銀行側もこのところ活用する意欲 自己資本比率規制、不良債権問題など

以上